

田原市移住支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、田原市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、田原市と愛知県が共同して行う愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年4月1日施行）に規定する移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から田原市に移住して就業し、又は起業した者に対して、予算の範囲内で田原市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を支給することについて、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 移住支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、第1号に掲げる要件に該当する者のうち、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれか（次条第2号に規定する2人以上の世帯に対する移住支援金にあっては、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれか及び第5号に掲げる要件）に該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元（田原市に住民票を移す前に住所を有していた市区町村をいう。以下同じ。）に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 田原市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興

法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を前記(ア)及び(イ)に規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 田原市への移住に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 田原市に転入した日から3月以上1年以内の間に第4条の規定による申請(以下「申請」という。)をすること。

(イ) 申請をした日から5年以上継続して田原市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 田原市暴力団排除条例(平成23年田原市条例第1号)及び愛知県暴力団排除条例(平成22年愛知県条例第34号)(以下これらを「暴力団排除条例」という。)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する者であること。

(ウ) その他田原市が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める要件に該当すること。

ア 一般の場合

(ア) 就業先の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内のうち条件不利地域に所在すること。

(イ) 田原市に転入した日時点で満50歳以下であること。

(ウ) 就業先が、愛知県その他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(エ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて支援制度の対象としている法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して3月以上在職していること。

(カ) (ウ)に規定する求人が支援制度の対象としてマッチングサイトに掲載された日以後に、当該求人に応募したこと。

(キ) 就業先に、申請をした日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(ク) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材(プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、転入した者をいう。)の場合 次に掲げる事項のいずれに

も該当すること。

(ア) 就業先の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内のうち条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 月以上在職していること。

(ウ) 就業先に、申請をした日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 所属先企業において、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。

(4) 起業に関する要件としてあいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づく起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

ア 移住支援金の支給を希望する者（以下「申請者」という。）及び申請者以外の者（以下これらを「申請者等」という。）が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者等が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者等全員が2023年4月1日以後に田原市に転入したこと。

エ 申請時において、申請者等全員の田原市に住所を有する期間が田原市に転入した日から3月以上1年以内の間であること。

オ 申請者等全員が暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（支給額）

第3条 支給すべき移住支援金の額は、次の各号に掲げる支給対象者の世帯構成に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、申請年度の4月1日時点の年齢が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算するものとする。

(1) 単身者 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

（申請）

第4条 申請者は、田原市移住支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し

(2) 第2条各号に掲げる要件に該当することを証する書類

(3) 就業先の就業証明書（様式2-1号又は様式第2-2号。第2条第2号又は第3号に該当する場合に限る。）

2 前項に規定する申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間に提出しなければならない。

- (1) 第2条第2号に該当する場合 転入日又は就業日のいずれか遅い日以後3月経過した日から転入後1年経過する日までの間
- (2) 第2条第3号に該当する場合 転入後3月経過する日から1年経過する日までの間
- (3) 第2条第4号に該当する場合であって、起業支援金の交付決定後、転入した場合 転入後3月経過する日から、交付決定後1年経過する日までの間
- (4) 第2条第4号に該当する場合であって、転入後、起業支援金の交付決定を受けた場合 転入後3月経過する日と交付決定を受けた日のいずれか遅い日から転入後1年経過する日までの間
(決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、移住支援金の支給又は不支給の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、移住支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、その旨を田原市移住支援金支給決定通知書（様式第3号）により、移住支援金の不支給の決定をしたときは、その旨を田原市移住支援金不支給決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（請求及び支給）

第6条 前条第2項に規定する支給決定通知書を受けた者（以下「受給者」という。）は、移住支援金の支給を請求するときは、市長が別に指定する期日までに、田原市移住支援金請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、移住支援金を請求者に支給するものとする。

- 3 移住支援金は、申請者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給

するものとする。

(住所等の変更に係る届出)

第7条 受給者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、申請書の記載内容の変更の有無を、速やかに田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書(受給者用)(様式第6号。以下「受給者届出書」という。)により市長に届け出なければならない。

2 受給者は、前項の規定にかかわらず、申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、受給者届出書により市長に届け出なければならない。

3 受給者が就業する法人等(以下「就業先法人等」という。)は、移住支援金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、就業証明書の記載内容の変更の有無を、速やかに田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書(就業先法人等用)(様式第7号。以下「法人等届出書」という。)により市長に届け出なければならない。

4 就業先法人等は、前項の規定にかかわらず、就業証明書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、法人等届出書により市長に届け出なければならない。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、受給者が次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める支給決定を取り消すことができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 支給決定の全部

ア 虚偽の申請その他の不正な行為により支給決定を受けたことが明らかになった場合

イ 申請をした日から3年未満に田原市から転出した場合

ウ 申請をした日から1年以内に第2条第2号に規定する要件を満たさ

なくなった場合

エ 起業支援金の支給の決定を取り消された場合

(2) 申請をした日から3年以上5年以内の間に田原市から転出した場合 支給決定の半額

2 市長は、支給決定を取り消したときは、田原市移住支援金支給決定取消通知書（様式第8号）により受給者に通知するものとする。

（返還）

第9条 市長は、受給者が前条第1項第1号に該当する場合は、支給した移住支援金の全部に相当する額を、同項第2号に該当する場合は、支給した移住支援金の半額に相当する額を、当該受給者に返還させるものとする。

（返還免除）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により支給決定を取り消された者（以下「被取消者」という。）の当該支給決定を取り消された事由が就業先法人等の倒産、災害、病気その他市長が認める事由であるときは、愛知県知事の同意を得た上で、前条に規定する額（以下「返還請求額」という。）の返還を免除することができる。

2 前項の事由に該当する被取消者は、返還請求額の返還の免除（以下「返還免除」という。）を希望するときは、田原市移住支援金返還免除申請書（様式第9号）及び返還免除の事由を証する書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する返還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、愛知県知事の同意を得た上で、返還免除の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により、返還免除を認めるときは、その旨を田原市移住支援金返還免除承認通知書（様式第10号）により、返還免除を認めないときは、その旨を田原市移住支援金返還免除不承認通知書（様式第11号）により、被取消者に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。